

Vol.61 「展覧会作品に創作の証し・〈D-8創作証〉を貼付」

デザイン8団体からの委員で構成する、D-8デザイン保護研究会で『D-8創作証制度』を2013年4月に本稼働として開始してから約1年半が経過しました。残念ながら「創作証」の認知はまだ低く、活用が進んでいない状況にあります。

そのような中で、JPDAでは会員の創作による展覧会の作品に創作証が貼付されました。日常のデザイン業務にも『D-8創作証』の使用・活用が増えて行き、社会的な認知が進んでいくきっかけになればと思います。

(2014年10月6日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。 無断転用・引用はお断りいたします。

● 情報発信

「D-8創作証」と「もしもの時のデザイン」展

伊藤 透 株式会社 エスキース 代表取締役 / 公益社団法人日本パッケージデザイン協会 副理事長

JPDA主催の「もしもの時のデザイン」展が、8月30日から 凸版印刷博物館 P&Pギャラリーで開催されています。この展覧会では、新しい非常食の提案や、緩衝剤の防寒ベスト、簡易ヘルメットなど、災害時を想定した創作作品が多数展示されています。

これらの作品は、企画・デザイン・制作まで全てを出品者が行っており、まさに創意・工夫の凝縮されたものと言って良いでしょう。

今回の展覧会では、参加者のほぼ全員が「D-8創作証」を各々の作品キャプションに貼付しています。前回の「ニッポンのお土産」展に続き2回目になります。



(写真提供：JPDA展覧会委員会)

皆さんは「D-8創作証」をご存知でしょうか。JPDAやJAGDAなどが所属するデザイン8団体 (D-8)が提唱するデザイン保護のための証明証です。勝井三雄さんデザインのシンボルとともに登録デザイナー個別の番号が記されています。

デザイナーであれば、クリエイティブな活動がどれだけの労力を要するものか、それが商品やブランドの価値を生み出していることをご存知かと思います。それが断りなく転用・盗用されたら、デザイン活動自体が成り立たなくなることも考えられます。

「D-8創作証」は、デザインの創作者が「これは私が作ったものですよ」という印をつけるものです。「勝手に使わないで下さいね」という、さりげないメッセージを自分のデザイン作品に付ける事によって、創作物に対する社会全体の意識を高めていこうというものです。

私自身デザイン業を生業とする身ですので、創作物の扱いには細心の注意を払っています。自分が作ったものは当然として、協力してもらったデザイナーやイラストレーターなどの成果物についても必ず作った人の名前が残るよう気をつけています。デジタルの時代いわゆるコピーペが当たり前になり、データさえあれば似たようなデザインいくつも出来るようになってきました。こんな時代だからこそ、人間の創作活動の価値を皆が認識し、大切にしていけることを心がけたいと思います。

皆さんもプレゼンの提出物などに「D-8創作証」を貼付してみたいはいかがでしょうか。



● 活動報告

TOKYO PACK 2014〈東京国際包装展〉 パッケージデザインパビリオン 知財セミナー予告

ー生き残るためのパッケージデザイナーー 権利編

下記の日程・内容で、2014 東京国際包装展 パッケージデザインパビリオンに於いて、知的財産セミナーの講師を担当します。

場所：東京ビッグサイト 東3ホール パッケージデザインパビリオン・セミナーステージ2

日程：10月7日(火)・10月9日(木) 10:30~12:00 (両日とも)

第1部

講演者/関口 剛氏 一般社団法人日本デザイン保護協会 専務理事・事務局長・研究センター長

「ある日一枚の警告書が届いたら」

1. パッケージデザインを守る様々な権利や法律とその概要
2. パッケージデザインを守る様々な権利を補助する仕組み
3. 権利活用事例
4. 意匠出願する場合の留意点
5. 警告書を受けた場合の対処方法

第2部

講演者/丸山和子 公益社団法人日本パッケージデザイン協会 デザイン保護委員会 委員長

「デザイナーが自分で出来るデザインの権利保護」

日々の制作するデザインも、さまざまな権利に関係しています。

デザイン制作にあたって、自己のデザインに係る製品を侵害トラブルに巻き込まれないように、デザイナー自身も知的財産権を理解しておくことが大切です。

業務スタート時点のクライアントとの打ち合わせから、製品として市場に出るまで、デザイナーが知的財産権と向き合う場面とその要点を、また具体的事例としては、意匠権と商標権の登録の出願申請の実際を、体験を通してレポートします。